平成２２年（フ）第１２５１号
広島市南区荒神町５番９―702号
債務者　森上　政美
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６３７号
広島市南区宇品神田５丁目６番13号　４Ｆ
債務者　池上　千恵
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６８２号
広島市佐伯区海老山町５―12コスミック504号、住民票上の住所広島市西区草津南２丁目９番28号
債務者　岩見　恵美（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６８６号
広島市安佐南区緑井２丁目24番23―104号
債務者　森脇美千枝
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７１５号
広島市安佐北区落合１丁目19番26号
債務者　早川　榮子
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７３１号
広島市安佐北区可部南３丁目３番12―201号Ｂ
債務者　石田　慶彦
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７３２号
広島県廿日市市宮内1491番地３、申立時の住所広島県廿日市市津田2005番地６
債務者　藤井　俊宏
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７６６号
広島市中区江波南１丁目22番９号
債務者　高瀬　令子
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７７３号
広島市南区出汐３丁目４番31―604号
債務者　正木　正剛
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９２号
北海道小樽市銭函２丁目27番２号、前住所北海道小樽市銭函２丁目28番14号
債務者　石後岡志保
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第２１６号
北海道小樽市桂岡町15番２号
債務者　石戸谷由紀子
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第２２３号
北海道小樽市天神１丁目26番28号
債務者　高嶋　英郎
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第２２８号
北海道余市郡余市町黒川町85番地　共栄団地４―14
債務者　冨岡　昭子
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第２２９号
北海道小樽市長橋３丁目23番２号、前住所北海道小樽市長橋３丁目22番14号
債務者　三浦　光治
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第１７１号
宮城県柴田郡大河原町大谷字上谷前346番地
債務者　木村　弘幸
1　決定年月日時　平成22年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第５７９号
秋田市外旭川字八幡田299番地５
債務者　松橋　睦月
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１６４１号
埼玉県上尾市仲町１丁目７番14号　クリオ上尾弐番館902
債務者　須貝良太郎
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係